

南北区道周辺 荷さばきルール

南北区道周辺荷さばきルール策定協議会

2020年9月

目次 CONTENTS

1	はじめに	01
	1-1. 荷さばきルール策定の背景	01
	1-2. 荷さばきルールの目的と役割	01
2	荷さばきルールの適用範囲	02
3	荷さばきとは	03
	3-1. 荷さばきの定義	03
	3-2. 道路交通法での「駐車」と「停車」	04
4	荷さばきルール	05
	4-1. 荷さばきルールの体系	05
	ルール1. 荷さばきの時間帯・曜日	06
	ルール2. 荷さばき時の駐車場所	08
5	荷さばきルールの取り組み施策	12
	5-1. 荷さばきルールの実効性を高める取り組み	12
	5-2. 関係者間の連携	12
	5-3. 今後進めていく取り組みと検討	13
	5-4. 荷さばきルールの評価・見直し	14
	5-5. 南北区道周辺荷さばきルール策定協議会の構成員・構成団体	15

1 はじめに

1-1 荷さばきルール策定の背景

池袋は、首都東京の北西の玄関口であるとともに、多様な機能集積の一翼を担う副都心としての役割を担っています。また、池袋駅周辺は、業務、商業、文化・交流など多様な機能が集積するだけでなく、居住エリアとも近接しており、年齢や性別、国籍を問わず、誰もが気軽に訪れることができる人間的な魅力を有しています。この池袋らしさを生かした都市再生を進めていくため、平成 23 年（2011 年）9 月に「自動車に過度に依存しない、人が中心となる交通環境の実現」を目標に掲げる『池袋副都心交通戦略』を策定しました。これまで自動車が占めていた道路空間のウエイトを歩行者に振り替え、居心地が良く歩きたくなるまちを目指しています。

一方、まちづくりに目を向けると、豊島区庁舎の移転や庁舎跡地での Hareza 池袋の開業、造幣局移転跡地でのまちづくり事業の展開など、新たな都市再生の動きが進んでいます。これらのまちの動きに伴い、南北区道やその周辺の道路は歩行者が増加していますが、荷さばき車両等の路上駐車が常態化しており、安全で快適な歩行者空間を創出するためには、荷さばき車両への対応が課題となっています。しかし、まちの活動にとって荷さばき（物流）は必要不可欠な活動であるため、歩行者優先の取り組みと物流との両立が必要となっています。

1-2 荷さばきルールの目的と役割

荷さばきルールは、安全で快適な歩行者空間の創出と物流との両立を目的に、物流にかかわる多様な主体が相互に連携・協力し、現状と目標とする交通環境とのギャップを埋めていくために必要な荷さばきに関するルールを定めるものです。また、ルールを運用するうえで課題となる事柄を解決するために、関係する各主体の役割を明確にし、今後進めていく取り組みの方向性を示していきます。

池袋が目指す良好な交通環境を実現するために、全ての関係者が今後取り組むべき施策を共有し、連携して次のステップに挑んでいくための指標とするべく、『南北区道周辺荷さばきルール』を策定します。



写真 1-1 南北区道の現状

2 荷さばきルールの適用範囲

「南北区道周辺荷さばきルール」（以降「荷さばきルール」という）の適用範囲は、明治通り、旧三越裏通り、グリーン大通り、環状5の1号線に囲まれた範囲とします。（図2-1の範囲）



図2-1 荷さばきルールの適用範囲

3 荷さばきとは

3-1 荷さばきの定義

- 荷さばきルールでは、「荷さばき」を以下のとおり定義します。

「荷さばき」とは、商品・物品等の配達や受け取りに関する一連の作業のことであり、荷物の運搬、積み替え・積み下ろし、検品、伝票整理等、荷物の運搬に係わる全ての作業を含みます。

- 荷さばきルールでは、「荷さばき」を行う際のルールを定めています。
- なお、荷さばきルールは、貨物車や乗用車などの車両の種類を問わず対象となります。

3-2 道路交通法での「駐車」と「停車」

- 荷さばきルールは、歩行者優先の取り組みと物流との両立を図るために守るべきルールを定めたものですが、道路交通法を遵守することが前提となります。道路交通法では「駐車」および「停車」を以下のように定義しています。

道路交通法（抜粋）

第二条（定義）

十八 **駐車** 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 **停車** 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

- 道路交通法においては、貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のものは「停車」となりますが、その他の行為（例えば、検品や伝票への記入等）は「駐車」となりません。
- また、5分を超えない貨物の積卸しであっても、おろした荷物を移動させるために運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態となった場合も「駐車」となります。
- よって、駐停車禁止場所では停車も禁止されているため、荷さばきはできません。

[駐車も停車もできない場所の例（道交法第44条）]

- 駐停車禁止標識や道路標示（黄色の実線）のある場所
- 交差点、横断歩道、自転車横断帯（下図①）
- 交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内（下図②）
- バス、路面電車の停留所の表示柱から10m以内
- 横断歩道または自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内（下図③）

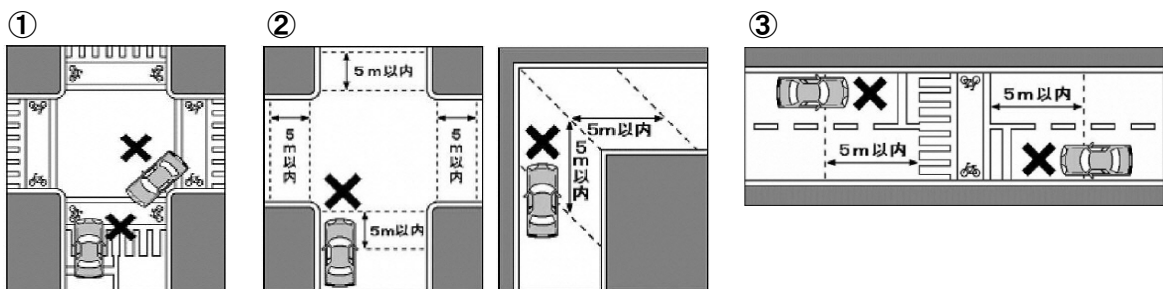


図3-1 駐車も停車もできない場所の例

4 荷さばきルール

4-1 荷さばきルールの体系

- ・荷さばきルールの体系と概要は表 4-1 のとおりです。
- ➡まずは、荷さばきの時間帯や曜日を見直しましょう。【ルール1】
- ➡次に、荷さばき時の駐車場所を見直しましょう。【ルール2】

表4-1 荷さばきルールの体系と概要

荷さばきルール		荷さばきルールの概要
ルール1 荷さばきの 時間帯・曜日	ルール1-① 荷さばきの時間帯や 曜日に関するルール	<ul style="list-style-type: none"> ・車両通行禁止規制の時間帯に車両で進入して荷さばきを行わない ・歩行者の多い土曜日曜休日の12～19時を避けて荷さばきを実施する ・荷主側で荷受けの時間を指定することで、歩行者が少ない時間帯での荷さばきを推進する ・荷主は、できる限り歩行者が少ない平日に配送日を設定する
	ルール1-② 荷さばきの所要時間 に関するルール	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り短時間での荷さばきに努める ・荷受人は商品の受領に協力する ・配送者に商品の陳列や整理などの荷さばき以外の作業を行わせない ・荷主は可能なものはなるべくまとめて注文し、集配送の回数を減らす
ルール2 荷さばき時の 駐車場所	ルール2-① 荷さばき時の駐車場 所に関するルール	<ul style="list-style-type: none"> ・駐停車禁止場所など、歩行者やまちの活動に支障を与える場所での荷さばきを行わない ・安全に荷さばきができる場所（時間貸し駐車場やパーキング・メーター、共同荷さばきスペースなど）で荷さばきを行う <推奨する駐車場所の優先順位> <ol style="list-style-type: none"> ①時間貸し駐車場や共同荷さばきスペースなどの路外 ②パーキング・メーター <ul style="list-style-type: none"> ・横持ち時は歩行者に注意し、安全な荷さばきに努める ・荷主からも運送事業者やドライバーに適切な場所で荷さばきを行うよう働きかけを行う
	ルール2-② 民間の駐車場を利用 する際のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・各駐車場の駐車場管理規程等のルールを遵守して適切に利用する
	ルール2-③ 共同荷さばきスペース を利用する際のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・共同荷さばきスペースの利用ルールを遵守して適切に利用する

ルール1-① 荷さばきの時間帯や曜日に関するルール

● 運送事業者側のルール

- 車両通行禁止規制が実施されている道路では、車両通行禁止の時間帯に車両で進入して荷さばきはできません。
- 歩行者の多い土曜日曜休日の12～19時の荷さばきを避け、平日や12～19時を外した時間帯(荷さばき推奨時間帯)で荷さばきを実施しましょう。

● 荷主側のルール

- 荷主側で荷受けの時間を指定することで、歩行者が少ない時間帯(荷さばき推奨時間帯)での荷さばきを推進しましょう。
- 配送日は、できる限り歩行者が少ない平日に設定しましょう。

【解説】

- 南北区道周辺は、特に土曜日曜休日は買物や飲食、娯楽などが目的の歩行者が非常に多い状況ですが、歩道がないため車両と歩行者の交錯など危険な状況や路上駐車車両により歩行者が歩きにくい状況が生じています。
- 安全かつ円滑な荷さばきを実現するためには、歩行者の多い土曜日曜休日の12～19時の荷さばきを避け、平日や12～19時を外した時間帯に荷さばきを行うことが効果的です。そこで、荷さばきを行う推奨時間帯(図4-1)を設定します。
- また、歩行者の多い土曜日曜休日の荷さばきを避けるには、可能なものは平日にまとめて配送することも効果的です。
- これらの取り組みは、荷主から運送事業者に協力を求めることが効果的です。荷主側で配送日を平日に指定したり、12～19時を外した時間帯に配送時間を指定するなど、荷さばき推奨時間帯および平日の荷さばきを推進しましょう。
- なお、車両通行禁止規制が実施されている道路については、車両通行禁止の時間帯は車両は進入できません。



図4-1 荷さばき推奨時間帯

ルール1-②

荷さばきの所要時間に関するルール

● 運送事業者側のルール

- できる限り短時間での荷さばきに努めましょう。

● 荷主側のルール

- 短時間で荷さばきが終わるように、商品の受領に協力しましょう。
- 配送者に商品の陳列や整理などの荷さばき以外の作業を行わせないようにしましょう。
- 可能なものはなるべくまとめて注文し、集配送の回数を減らしましょう。

【解説】

- 荷さばき車両の路上駐車の歩行者等への影響を軽減し、安全かつ円滑な荷さばきを実現するためには、荷さばきに係る所要時間の短縮や集配送の回数を減少させることも有効です。
- したがって、運送事業者および配送者は、できる限り短時間での荷さばきに努めましょう。
- また、荷さばきに係る所要時間の短縮や集配送の回数を減少させるには、荷主や荷受人が協力することが重要です。
- 荷受人は、商品の受領を手伝ったり、配送者に商品の陳列や整理などの荷さばき以外の作業を行わせないなど、荷さばきが短時間で終わるよう配送者に協力しましょう。
- 荷主は、可能なものはなるべくまとめて注文し、集配送の回数を減らしましょう。

ルール2-① 駐車場所に関するルール

● 運送事業者側のルール

- ・ 駐停車禁止場所では駐車および停車はできません。また、歩行者やまちの活動に支障を与える場所での荷さばきは行わないようにしましょう。
- ・ 安全に荷さばきができる場所（時間貸し駐車場やパーキング・メーターなど）で荷さばきを行いましょ。
- ・ 荷さばきルール適用範囲内の「としま区民センター」に、荷さばき車両が利用できる「共同荷さばきスペース」を新たに設置します。ご利用の際は、ルールを遵守しながら活用しましょ。
- ・ 横持ち時には歩行者に注意し、安全な荷さばきに努めましょ。

<推奨する駐車場所の優先順位>

- ① 時間貸し駐車場や共同荷さばきスペースなどの路外駐車場
- ② パーキング・メーター

● 荷主側のルール

- ・ 荷主からも運送事業者やドライバーに適切な場所で荷さばきを行うよう働きかけを行いましょ。

【解説】

- ・ 荷さばきルール適用範囲内の道路は全て駐車禁止又は駐停車禁止です。道路交通法で禁止されている場所で駐車又は停車しての荷さばきはやめましょ。
- ・ 店舗や建物の出入口の前や人通りの多い場所など、歩行者や車両通行の妨げになる場所での荷さばきは行わないようにしましょう。
- ・ 荷さばきを行う際には、安全に荷さばきができる場所（時間貸し駐車場やパーキング・メーターなど）で荷さばきを行いましょ。
- ・ 「としま区民センター」に、利用証を携帯した荷さばき車両が利用できる「共同荷さばきスペース」を設置しますので、利用ルールを遵守しながら活用しましょ。
- ・ これらの取り組みを進めるためには、荷主から運送事業者に協力を依頼することが効果的です。荷主からも安全に荷さばきができる場所で行うよう運送事業者や配送者に働きかけを行い、時間貸し駐車場やパーキング・メーター、荷さばきスペースの利用促進に努めましょ。
- ・ 南北区道周辺は、歩行者の往来が非常に多い地区です。このため、荷物を横持ちする際には、できる限り安全なルートを選択しながら人混みをなるべく避けるとともに周辺の歩行者等に注意し、安全な荷さばきに努めましょ。



図4-2 駐停車禁止場所と荷さばき車両が駐車可能な駐車場など

ルール2-②

民間の駐車場を利用する際のルール

● 運送事業者側のルール

- 各駐車場の駐車場管理規程等のルールを遵守して適切に利用しましょう。

【解説】

- 民間の駐車場に駐車して荷さばきを行う際には、各駐車場の駐車場管理規程等のルールを遵守して適切に利用しましょう。なお、一般的な注意事項は、以下のとおりです。
 - 貨物車が駐車できない駐車場もありますので、駐車できる車種や車両の大きさを確認してから利用しましょう。
 - 利用料金は、各駐車場に定められた料金となります。
 - 貨物車の駐車区画が定められている場合は、決められた駐車区画に適切に駐車しましょう。
 - 他の駐車区画や通路および道路を利用して荷物の積み下ろしを行わないようにしましょう。
 - 荷物の積み下ろしや横持ち作業の際は、他の駐車場利用者や歩行者、通行車両の妨げにならないように注意しましょう。
 - 東京都では条例により駐停車中のエンジン停止（アイドリングストップ）が義務付けられています（一部除外規定有）。駐車場内では条例に従ってアイドリングをストップしてください。
 - 荷さばきの際に生じたごみ等は、責任を持って持ち帰りましょう。
 - 駐車場でトラブルが生じた場合は、利用者が責任をもって対応および対処しましょう。

ルール2-③

共同荷さばきスペースを利用する際のルール

● 運送事業者側のルール

- 荷さばきルールの適用範囲内には、荷さばき車両が利用できる「共同荷さばきスペース」を設置します（現在設置されている荷さばきスペースは、「としま区民センター」の1箇所）。共同荷さばきスペースを利用する際には、利用ルールを遵守して適切に利用しましょう。

【としま区民センター共同荷さばきスペースの利用規定（抜粋）】

- 利用者は事前に事務局へ申請を行い、駐車許可証の発行を受けた車両のみです。
- 利用時間帯は、土曜日曜休日の12時～19時です。
- 利用時間は、原則20分以内です。
- 利用料金は、無料です。
- ただし、としま区民センター施設利用者の先約がある場合は利用不可です。
- 共同荷さばきスペース利用の際は、駐車許可証を見える位置へ掲示してください。
- 共同荷さばきスペースは予約制ではありません。満車の場合は他の路外駐車場等をご利用いただき、路上での駐車待ちは行わないでください。
- その他のルールについては、**利用規約**を遵守して利用してください。

※ご利用にあたっての手続き等の詳細については、ホームページ等をご確認ください。
※今後、新たに荷さばきスペースが設置された場合は、新たに設置された荷さばきスペースの利用ルールに従って利用してください。

としま区民センター
共同荷さばきスペース駐車許可証

登録No. ●●●

■会社名 : _____

電話番号 : _____

■緊急連絡先 : _____

■車種・車両ナンバー : _____

■利用日時 : _____

■有効期限 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

発行元: 南北区道南共同荷さばきルール策定協議会
事務局: 豊島区都市整備部都市計画課

(A5サイズ)



図4-3 共同荷さばきスペース利用証（案）

写真4-1 としま区民センター共同荷さばきスペース

5 荷さばきルールを取り組み施策

5-1 荷さばきルールの実効性を高める取り組み

[啓発活動の実施]

- ・路上駐車車両への協力要請・チラシの配布等を強化して行う、啓発活動を実施します。

[荷さばきルールの周知・広報活動の実施]

- ・荷さばきルールをPRするため、豊島区のホームページや広報誌に掲載するなど、周知・広報活動を実施します。

5-2 関係者間の連携

- ・荷さばきルールが効果的に機能するためには、関係者のみなさまと連携・協働しながら進めていくことが重要です。そこで、荷さばきルールを推進・管理する体制を構築します。
- ・南北区道周辺荷さばきルール策定協議会（以降「協議会」という）では、荷さばきルールの検証や見直しなどの検討を行うとともに、関係者がそれぞれの役割に応じて、協議会で決定した対策等に取り組み、荷さばきルールを推進していきます。

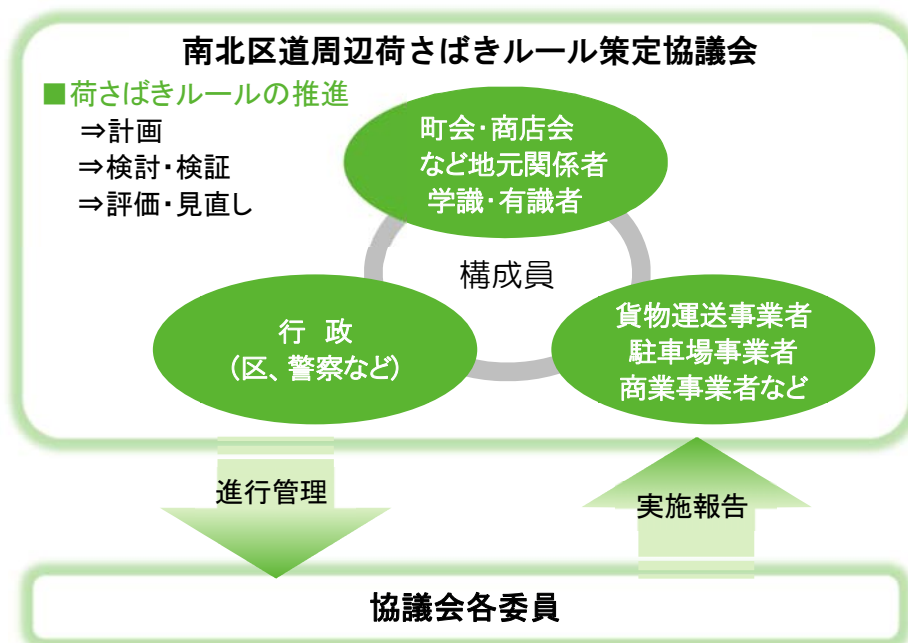


図5-1 推進管理体制のイメージ

5-3 今後進めていく取り組みと検討

- 今後進めていく取り組みと検討を以下に示します。協議会や関係者がこれらの施策に取り組み、荷さばきルールを推進していきます。

表5-1 今後進めていく取り組みと検討

今後進めていく取り組み		関係者・実施主体等	
周知・広報活動	啓発活動の実施	協議会	
	豊島区ホームページへの掲載 広報としまへの掲載	豊島区	
	各委員によるホームページ等への掲載	協議会	
駐車場所の確保	時間貸し駐車場の活用	貨物車が駐車しやすくするための駐車場の改善	駐車場事業者
		「荷さばき可能駐車場」の指定	駐車場事業者
	パーキング・メーターの活用	貨物車用パーキング・メーターへの一般車の駐車を控えるよう呼びかける啓発看板の設置	警察 道路管理者 (東京都・豊島区)
	共同荷さばきスペースの設置	既存の荷さばき可能なスペースの活用	豊島区 駐車場事業者
		駐車場地域ルールの活用による民間施設への共同荷さばきスペースの整備の推進	豊島区 開発事業者
その他	一般車への時間貸し駐車場の案内	協議会	
時間帯及び曜日の変更	集配送時間帯及び曜日の見直し	貨物運送事業者 荷主	
駐車場所の適正化	駐車場所の見直し	貨物運送事業者 荷主	
	車両サイズの見直し	貨物運送事業者 荷主	
	路上駐車車両の取り締まり	警察	

今後進めていく検討		関係者・実施主体等	
駐車場所の確保	パーキング・メーターの活用	駐車需要や道路状況に応じ、対応策を検討	警察
	交通規制の見直し	交通上影響のない場所における駐車規制等の見直し	警察
その他	インセンティブの付与	優良な事業者に対する表彰等の検討	協議会

5-4 荷さばきルールの評価・見直し

- 荷さばきルールは継続的に長期にわたり実施されることとなるため、まち側の変化、社会の変化、技術の進展等に柔軟に対応する必要があります。したがって、これらの変化に応じたルールの変更や新たなルールの提案などを行うとともに、データの収集・分析により、荷さばきルールが適切に実施されているか、目的達成に寄与しているかを確認し、必要に応じたルールの見直しを行うこととします。
- また、荷さばきルールには、多様な関係者が関わることになることから、関係者間で連携を図ることが重要となります。したがって、定期的に評価・検証・見直しを行っていく体制を構築します。

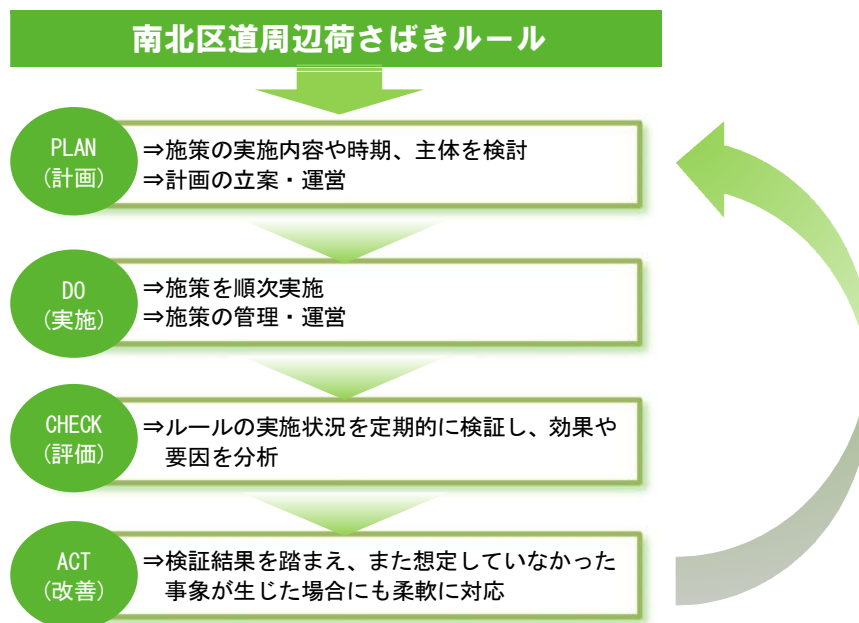


図5-2 評価・見直し（PDCAサイクル）のイメージ

5-5 南北区道周辺荷さばきルール策定協議会の構成員・構成団体

区分	団体名・役職	備考
学識経験者	日本大学 理工学部 土木工学科 教授 大沢 昌玄	会長
	イーグルバス株式会社 顧問 坂本 邦宏	副会長
地元関係者	池袋東口本町会	委員
	東池袋東和町会	//
	池袋東口美観商店会	//
	東池袋栄町通り商店会	//
	サンシャイン 60 通り商店会	//
	サンシャイン通り商店会	//
	美久仁小路料飲商店会	//
貨物運送事業者	一般社団法人 東京都トラック協会	//
	佐川急便株式会社	//
	ヤマト運輸株式会社	//
	日本郵便株式会社 豊島郵便局	//
	日本郵便株式会社 上池袋郵便局	//
	日本郵便株式会社 池袋駅前郵便局	//
	日本郵便株式会社 池袋サンシャイン通郵便局	//
商業事業者	栄真株式会社	//
	株式会社ローソン	//
	株式会社ファミリーマート	//
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	//
	株式会社アニメイト	//
	東京建物株式会社	//
	一般社団法人 全国清涼飲料連合会	//
	株式会社ヤマダ電機	//
	株式会社ユニクロ	//
	株式会社ラウンドワン	//
	公益財団法人としま未来文化財団	//
駐車場事業者	三井不動産リアルティ株式会社	//
	タイムズ 24 株式会社	//
行政機関	警視庁 交通部 交通規制課	//
	警視庁 池袋警察署 交通課	//
	豊島区 文化商工部 文化デザイン課	//
オブザーバー	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課	
事務局	豊島区 都市整備部 都市計画課	

2020年9月 発行

発行・編集：南北区道周辺荷さばきルール策定協議会

問い合わせ

事務局：豊島区都市整備部 都市計画課 交通政策グループ

TEL：03-3981-1111 FAX：03-3981-1280

URL：http://www.city.toshima.lg.jp/298/machizukuri/kotsu/nanbokukudou_nisabaki_rule.html

運用開始日：2020年10月31日